

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 24日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県焼津市下江留896-2

氏名 株式会社 ニッセー

代表取締役 川村 憲久

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 054 - 622 - 1212

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 ニッセー		
事業場の所在地	静岡県	焼津市	下江留896-2
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	飲料・たばこ・飼料製造業
② 事業の規模	売上高 22,600百万円
③ 従業員数	310名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙②参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	有機性汚泥	2,186.020 t
	動・植物性残渣	12,860.630 t
	廃プラスチック類	130.410 t
	紙くず	60.810 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.380 t
	廃油	3.250 t
	蛍光灯	0.300 t
	廃酸	382.258 t
	廃電池類	0.040 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥：脱水機更新（スクリュープレス式）による含水率低減に伴う汚泥減容化。 廃酸：各工場の廃水処理施設で処理することで、外部処理委託量を削減。 全般：分別に対する啓蒙活動、掲示の充実化による担当者の廃棄物低減に対する意識向上	
②目標	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	有機性汚泥	2,096.000 t
	動・植物性残渣	12,330.000 t
	廃プラスチック類	125.000 t
	紙くず	58.000 t

②計画	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.360 t
	廃油	3.100 t
	蛍光灯	0.290 t
	廃酸	366.000 t
	廃電池類	0.038 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥減容化に向けて、新規汚泥凝集剤等のテストを行うと共に、汚泥減容化・抑制に向けた情報収集を行う。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工場及び各部署から排出した廃棄物を、集積場所で確認している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を維持すべく、分別に関する社員教育を定期的を実施し、掲示等の啓蒙活動を継続する。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
①現状		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	有機性汚泥	1,922.670	2,186.020	0.000	0.000	2,186.020
	動・植物性残渣	8,231.780	12,860.630	0.000	0.000	12,860.630
	廃プラスチック類	91.797	130.410	0.000	0.000	130.410
	紙くず	60.810	60.810	0.000	0.000	60.810
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.380	0.380	0.000	0.000	0.380
	廃油	3.250	3.250	0.000	0.000	3.250
	蛍光灯	0.010	0.300	0.000	0.000	0.300
	廃酸	3.608	382.258	0.000	0.000	382.258
	廃電池類	0.040	0.040	0.000	0.000	0.040
	（これまでに実施した取組） 再生利用業者への処理委託を優先する。					

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
有機性汚泥	1,840.000	2,096.000	0.000	0.000	2,096.000
動・植物性残渣	7,890.000	12,330.000	0.000	0.000	12,330.000
廃プラスチック類	88.000	125.000	0.000	0.000	125.000
紙くず	58.000	58.000	0.000	0.000	58.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.360	0.360	0.000	0.000	0.360
廃油	3.100	3.100	0.000	0.000	3.100
蛍光灯	0.010	0.290	0.000	0.000	0.290
廃酸	3.500	366.000	0.000	0.000	366.000
廃電池類	0.380	0.380	0.000	0.000	0.038
(今後実施する予定の取組) 再生利用業者を優先した処理委託を継続して行う。					
※事務処理欄					

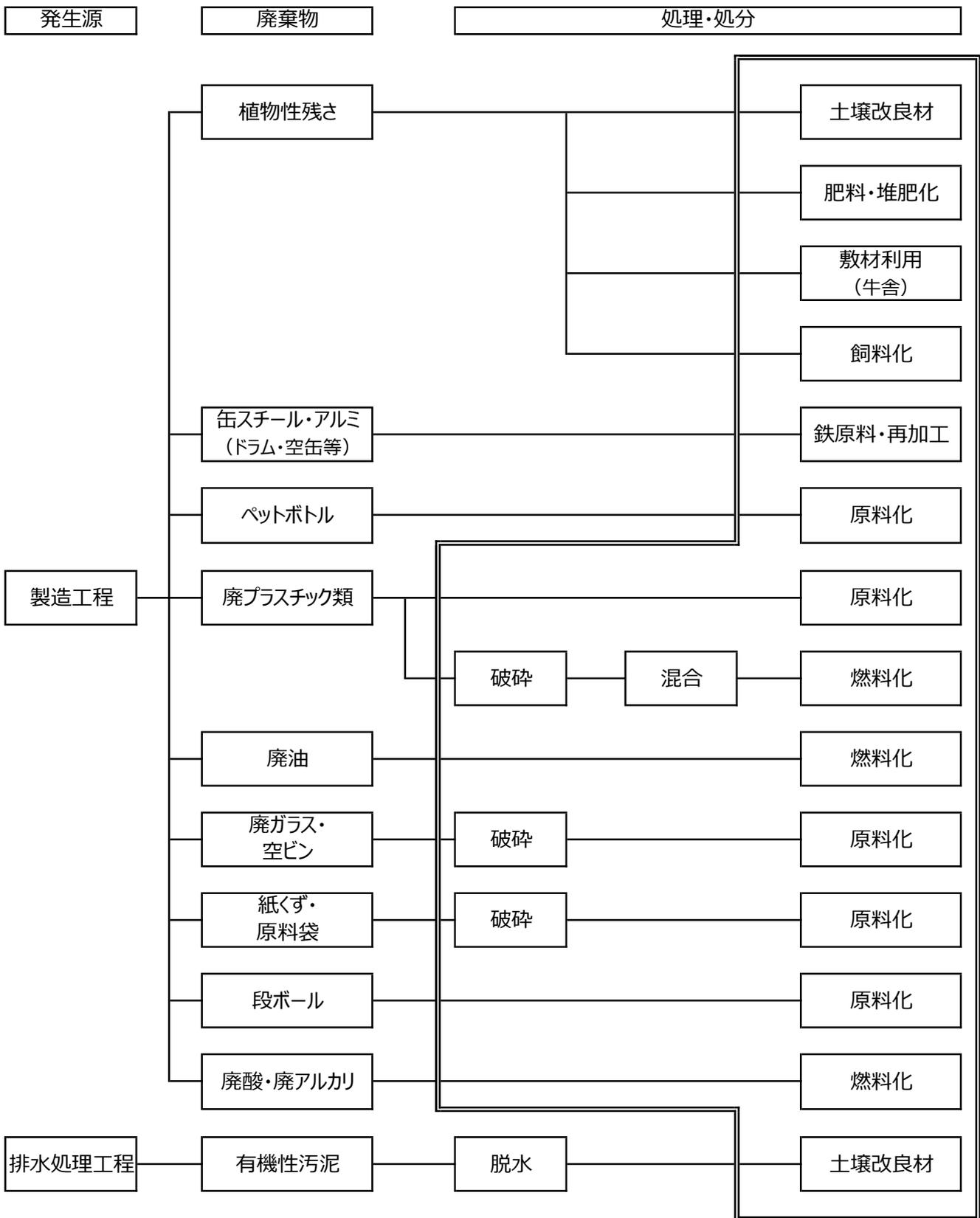
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1
(第1面)

④産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

